



は司法協議会がその報道機関に申し入れを行なったその事実について私は質問をしておるわけであります。そういう観点からお尋ねをいたしますが、あなたはその報道部長にいつお会いになりましたか。

## ○鈴木政府委員

これは会う予定で連絡をいたしました。それでここで質問がございました。その日でございます。

## ○鈴木政府委員

帰りまして岩部という方に電話をいたしました。会いたいと申しまして連絡をいたしました。本日は取材関係で会えない。こう言うので、さらに東京放送の岡野報道部長に連絡をいたしました。会いたいと申しまして連絡をいたしました。こういう形で電話の聞き取りでございます。

## ○赤松委員

もう実に驚くべき事実が今明らかにされたのであきれおるわけありますけれども、これが国民の人権を擁護する当局の御答弁であるといたしますならば、私はこの人権擁護局などは必要ないと思うのです。先般の委員会におきまして、本来からいえ関心であるといふこと自身がおかしいのだ、司法協議会が申し入れをしたにもかかわらず、それに対する事情がよくわからないという答弁に対しても私は非常に不満でした。不満ではありますけれども、あなたの怠慢を責めたかったけれども、我慢いたしまして、そうして調査の時間を作りました。法審議があるにもかかわらず、この貴重な時間をさして再度あなたに答弁を求めなければならぬということになつたわけです。ところが今お聞きしますと、電話でもつて報道部長の方に連絡をした。取材の関係で都合悪かつたはどう考えておられますか。

起きましたテレビ放送局に行ったのであります。そして責任者に会いました。すなわちテレビ放送局の責任者は編成局長、それから直接にこれを担当している人は編成局次長なんです。委員会でかねてこれが問題になつたということをその放送局では知りまして、あなたがその放送局ではありますけれども、あなたがその放送局ではあります。そこで向こうの方と一緒にしまして、その前後の情報を私にいろいろ話をしてくれました。近時、人権問題が全国各所に起きまして、その人権問題をいろいろ擁護局に訴えましても、ほとんどこれが実を結んでいない、その成果があがつていい。私は今のあなたの答弁が最もそのことをよく代表していると思うのです。これほど重大な問題出かけになるか、あるいはあなたの信頼される部下を直接向こうへおやりになつて、そうして報道部長が取材のために会えないというならば、編成局長はいつでもおります。編成局次長たております。彼らでもスタッフはあると思いますから、あなた自身が直接おられる方から、これは決して司法協議会からのいろいろの注文あるいはこういいう決議文をつきつけられたがゆえにやめたというよりも、あくまで自由的にやめたんだからといふうなお話しも一応伺つたのであります。けれども私は、この裁判係属中ににおけるマスコミの事件の取り扱い方について十分調査しなかつたか。しかも調査しただけであつて、人権を擁護するといふ努力はどこにも払われていないじやありません。電話でもつて報道部長の方に連絡をした。取材の関係で都合悪かつたはどう考えておられますか。

た、だから電話でもつて用を済ました。こういうお話なんです。一体こういう重大な問題を電話でもつて済ましたといふことで、それは国会に対する答弁になりますか。われわれをばかにしちゃダメですよ。私は、その問題のいちばん申しますが、ダイヤル一一〇番の事件におきまして、私の方は徹底的な調査をいたし、そして放送関係者に勧告をいたしました。その結果、ダイヤル一一〇番の最初のナレーションの部分というものが全面的に訂正されたという事実をはつきり申上げたいのです。決して私はこの報道の自由、それに関連いたしますマスコミの最近のプライバシーの侵害事件、ふういうものについて無関心であるというわけではございません。

ただ本件につきましては、いろいろな関係で私が調査をいたす時間、あるいは非常に早くやるべきその考え方があつたことはここにおわびをいたしました。ただ最初本件につきまして、この委員会が終わりましたあとで東京放送のある方から、これは決して司法協議会からいろいろの注文あるいはこういいう決議文をつきつけられたがゆえに改称されたのであります。その目的といたしますところは、東京高等裁判所、同地方裁判所、同家庭裁判所、それから東京高等検察庁、同地方検察庁、そ

○赤松委員 そのことは先般答弁されました通りであります。私どもそのようによく理解しておるわけでございます。われわれは単なる法曹界のいわゆる法曹界の有志をもつて作られおるものである。こういう御答弁でございました。その司法協議会なるものが、これまで有志のいわば同人グループみたいなものでございました。それが一体どういう資格であります。幸い最高裁判事務局の方々もお客様したのであるか、その真相は一体どうなんですか。

○竹内政府委員 司法協議会の性格に

つきましたは、私は御答弁申し上げた記憶はございませんが、どなたかの答弁を御記憶になつての御質問かと思ひます。幸い最高裁判事務局の方々もお

いてはそうでありますけれども、

○石田最高裁判所長官代理者 形の上

においては公の関係は何も持たないもの

であります。このように了解してよろしく

わざ懇談機関であり、あるいは研究機関にすぎないものである。およそ司法

局とは公の関係は何も持たないもの

であります。このように了解してよろしく

わざ懇談機関であり、あるいは研究機

関にすぎないものである。およそ司法

外的にそれをどう評価されていくかということは別問題でございます。  
○赤松委員 最高検の広報課長あるいは最高検の庶務課長はそこに含まれておられますか。  
○石田最高裁判所長官代理人 最高裁判所は含まれておりませんので、在京のいわゆる東京高等裁判所、東京高等検察庁、並びに関東弁護士会連合会、それから在京の地方裁判所、家庭裁判所、検察庁、三弁護士会、そういうものの間の一種の懇談の場であります。  
○赤松委員 ここで非常に明白になつて参りましたのは、この機関は公の機関ではない、単なる懇談研究の機関ではあるが、しかし司法内部には重大な影響力を持ち、客観的にはその及ぼす効果というものは大きいものがあるといふことが一点あるわけです。もう一点は最高裁の広報課長なりあるいは最高検の庶務課長といふものがこの中に入っていないといふことも明らかになつたわけであります。そこで今度は刑事局長と最高裁の事務総長にお尋ねをしたいんだが、申し入れを行ないました人は、もちろん日弁連の人もおりますが、決議文を読んで、そして代表的な立場から抗議を行なつたのは、最高裁の広報課長並びに最高検の庶務課長なんです。今あなたは、司法協議会といふものは単なる民間の機関で公の機関ではない、いわば有志の懇談会だ、私的なものだ、こういうことをおつしゃつた。その私的なグループの代表として最高検の庶務課長あるいは最高裁の広報課長が抗議に行くとは一体何ですが、この点はどうですか。  
○石田最高裁判所長官代理人 それは

議会が当日さよなら抗議をしたといふことは、少なくも最高裁といたしまして、では後に知つたことあります。その点誤解のないようにお願いいたしたいと思います。

○赤松委員 当日行つた者は約十人、最高検の高橋総務部長、東京地檢の山本検事、弁護士会長の柏原語六、第一東京弁護士会の会長高屋市二郎、第一抗議団が放送局に参りまして放送局の責任者に決議文を手交しておるわけです。

○石田最高裁判所長官代理者 今お読みになりましたところの最高裁の広報課長の名前は載つていなかつたと思ひます。

○赤松委員 その十人の中に入つているんだ。

○石田最高裁判所長官代理者 それは入つてないと思ひます。

○赤松委員 あなたが入つていないとおっしゃるならば——私は実際に調べてきました。しかも放送局の最高責任者の口から、私はちゃんと文書にし、かつ名刺も拝見しました。あなたが行つてないんだとことで言い張られますから、それはそれでよろしくございましょう。私が調べたのは事実でありますから、それならば、その放送局の責任者ががらそをついておるか、それともあなたの方があそをついておるかどつちかなんですか。事はきわめて重大でありますから、この点に觸しましては、私は後日に譲つておきましよう。この問題はそのまま留保しておきまして、

あなたの方もよく調べて、それがもし事実であるとしたならば、私はその際あらためて最高裁の責任を追及します。そこで今度は最高検の方にお尋ねしますけれども、最高検の、先ほど申し上げました総務部長高橋、彼がこの抗議団に加わって行つたことをお認めになりますか。

○竹内政府委員 これは二つルートがございまして、最初検察庁は朝の新聞によりまして、このテレビ放送が裁判表示に影響を与えるおそれないかといふ点で、内部でいろいろ協議しておつた模様でございまして、その結論といなしまして、何らかの意思表示をした方があつたところで、高橋最高検査官が電話でTBS当局に意見表示をされた模様でござります。しかるところ、同日の夕方になりまして、四時過ぎでござりますが、先ほど来お話しの司法協議会でも同様な問題が取り上げられて、一つの決議になつた。そこでその決議を、弁護士会は弁護士会において、裁判所は裁判所において、検察庁は検察庁において、それだけれど決議の実現をはかるように努力をしまよとという申し合わせをした模様でございまして、この申し合わせに基づきまして、今度は地検の山本次席検事それから検察庁では総務部長がこういう仕事を担当いたしておりますので享寿橋総務部長、この両名がTBSの事務所へ参りまして、決議もあるしといふことで申し入れをしたところが、その席へ弁護士会の側の方も来ておつた、こういうことで、そこではち合わせになつたというふうに私は聞いております。

○赤松委員 はち合せにならうが  
るまいが、この東京地檢の山本檢事  
それから最高檢の高橋總務部長が行  
たことは事実です。檢察當局の意向  
代表して行つたことは事実です。そし  
なんでしょう、それは認めますね。  
○竹内政府委員 それはそういうこ  
になります。

○赤松委員 そうなりますと、いよ  
よこれは報道機關に対する不当な介  
だと思う。表現の自由は一体どんに  
りますか。しかも私が非常にけしか  
ぬと思うのは、最高檢にしても、司  
協議会にしても、その番組の内容を  
まゝたか。どこで番組の内容を見た  
です。

○竹内政府委員 番組の内容は、私  
もちろん見ておりませんし、最高檢  
檢事も見ておらない、と思いますが、一  
十七年二月二十一日付の毎日新聞の  
刊を見ますと、その内容が紹介して  
るわけであります。表現の自由でござ  
いますから、その内容は新聞の紹介  
よつてそれが裁判に影響を与えるか  
うかということを判断するのは私は  
然だと思ふのでございまして、その  
聞の紹介を今日私が見ましても、こ  
はどうかと思う次第でございまして、  
検察庁がそれに関心を持つたとし  
も、私は当然だとと思うわけであ  
ります。

○赤松委員 それは非常に重大な發  
だと思う。私は東京放送へ行つて調  
たところが、試写会をやつて、そし  
最高幹部が集まつてその内容を見て、  
これは少し残酷なシーンがあるとい  
ことから自主的に番組を取りやめた  
けだ。関係者でさうも試写をして初  
てこのシーンを知つた。問題の個所

初めて知った。一体最高検を代表して抗議をするという場合に、番組の内容も十分知らないで、ただ新聞にテレビ番組の内容がちょっと紹介されたといふことだけで、最高検の公式機関の代表が、報道機関に対し抗議をすることは一体何です。そういうことが許されますか。それならば私が申し上げたいのは、私は憲法二十一條によるところの表現の自由は、あくまでこれは憲法の基本的な人権の一つでありますから擁護されなければならぬ、守られなければならぬ。ただし、もしも最高検なりは最高裁なりが、裁判中のもので若干そこに疑惑が生じて、たゞえ裁判に重大な影響を与えるといふようなことを危惧したとするとならば、まず直ちにその放送局に向いて幹部と会って、そうしてその内容について試写をしてもらつて、十分観察をして結論を出すといふくらいの慎重な態度があつてしかるべきだと思うのです。そりやありませんか。そういう手続をして放送局がこれは番組の中へ組み入れない、流す、もうやめるということをきめてから、最高検なり、最高裁なりが抗議に来ているわけです。だから放送局としては横概しておる。それは最も最高裁や最高検の申し入れによってやめたわけではない。それは全体が集まって、そしてそのテレビの内容を見て、裁判に影響を与えるとか与えないとかいう前に、残酷なシーンがあつたから、これはやめるべきであるといふことの自主的な判断に基づいて取りやめたのです。そこへ抗議団の一行が来られて、そうしてあとで紹介します

けれども、実は無礼千万な抗議文を突きつけて、そして非常に高圧的な態度でもって、言論機関を圧迫するような、そういう印象を与えるような抗議の仕方をしている、ここに問題がある。私は、何も裁判に影響を与えたってかまわない、何がなんでも報道の自由は無制限に守るべきであるということを言っておるのではない。いいですか、そういうことを言っておるのではなく、たとえば新聞のテレビ紹介によつて、司法当局がそれに無関心でおられるわけはない。関心を持たれるのは当然なんです。そのことのよしを私は論じているのではない。関心を持たれて、それが裁判の上に重大な影響が与えられる、こういうふうに判断をされたならば、直ちにその放送局に行つて、放送局の自主性を十分に尊重して話し合つて、そうしてテレビの内容なり何なりをさらに十分聞くなりあるいは見るなりして、そして結論を出さといふことならば、こんな問題など起らない。放送局はすでに中止を決定したにもかかわらず、ぎょろぎょろしい抗議文を持つて、そして最高検の総務部長それから東京地檢の次席検事、日弁連の会長、そういうた者が一団となつて、偶然はち合わせで一緒になつたとおっしゃいますけれども、約十人がぎょろぎょろしく抗議文を持つて向こうへ行つた。これは一体どういう態度です。なぜ私が言いまするよう、こういう問題については慎重の上に慎重を期する、まず放送局に対して、一応この点について懇談をして、内容はどうだろか、新聞で見たが、これはどうも好ましくない、そこ

は一つ試写をしてくれないかと言ふば、たかが二十分か三十分かの映写時間しか要しないものでありますから、いつでも見せる、放送局はそう言ってゐるんです。われわれは表現の自由ぢやあるから、一切の試写を見るのを禁止して非協力な態度をとらうとしてはいたいのです。どうしてそれだけの慎重さと親切さがなかつたか、私はこの点も言つておりません。何も裁判に對しても、いや、それでもいいんだ、なに、そんものは新聞でちょっと見て、これはいかぬと思つたらどんどん抗議していくんだ、これからもやるんだ、こういふ御意見でござりますか。この際、今後の問題がありますから、これは報道機関が非常に注目している。今後の問題もありますから、はつきり答えていただきたい。あなたと人権擁護局長と二人で答えてもらいたい。

○河本委員長 関連の発言がありますのでこれを許します。

○赤松委員 ちょっと待つて下さい。答弁を先にやって下さい。

○竹内政府委員 こういう場合に放送局に申し入れをする仕方でございますが、これは仰せの通り慎重にしなければならぬと思います。その慎重の仕方でとしまして、赤松委員の仰せになつたように、事前に中身を見て、その適否を判断して、これならよしといふべき引っ込む、あるいはこれじゃまずいといつて意見を述べるといふようなやり方も一つの方法でございますが、問題は、放送局当局者は、私は新聞の記事によつて知つておるのでございますが、非常に殘酷な場面があるので、そ

一般的に無罪、有罪、非常に深刻に争われております場合に、その事件の性格、内容によりましては、国民に、どういう点が今問題になつてゐるかといふことを、ほんとうに公平な立場から、問題提起そのもののような放送であります。けれども、それが何らか一方的に片寄つたような、そしてまた放送内容によつて、その見る人たちが、一方が少しおかしい、あるいは他方が少し誤つていやしないかといふらな一つの偏向的な印象を受けるような内容であるならば、これは一つの放送の自由、あるいは報道の自由、そういう表現の自由を持つておる者自身において、自分でその良識によって判断すべき問題ではないか。これを外部から現の自由を持つておる者自体において、自分がその良識によって判断をして判断して放送すべきではないかという考え方を持つてあります。

それからもう一つ、私は正直に申しますと、この司法協議会の決議文の内容そのものも、やはり少し問題があるような感じがいたのであります。

○赤松委員 刑事局長、今擁護局長がおつしやつたように、裁判に対しても國民は無関心ではおられませんね。みんな無関心でおれ、あなたはよもやそんなことはおつしやらぬでしょう。関心を持つのは当然なんです。しかも今日の民主憲法下の裁判というものは、これはいわば世論を背景にしておるわけです。世論を無視してやるというのは暗黒裁判です。ですから、その裁判に対しても、あるいは判決を支持するとか支持しないとかいろいろ批判の自由はある

るわけなんですね。いいですか、そのことはあなたも認めておられると思うのです。まあそのことは今ここで問題にはなっていない。しかし、狹義に解釈すれば、私は、その放送局のテレビの内容というものは、一つの世論の表われかもしれないわけです。その議論はしばらく別におきましよう。私があなたに質問したのは、今言つたように、時間的な余裕が十分にあるにもかかわらず、どうしていきなりこの抗議文をつきつけるような態度をとつたか。そういう態度をとらないで、向こうの責任者に会つて、そして内容等について十分これを見取るとか、あるいはテレビの内容を知るために試写をしてもらおうとか、そういう前段の条件を満たした後ににおいて措置をなぜとらなかつたか、これからも新聞報道だけ読んで、いきなりぱっと抗議をするというような態度をおとりになるのかどうか、こういうことを私は聞いておる。法案審議がありますから、よけいなことを言わずに、その点だけ答えて下さい。

画は放送してほしくない。こういう趣旨でございます。従いまして、中を見るとまた、善処を希望したということは、私はこの場合相当であったなと思います。

○赤松委員 そういうことになつてきましたと、これは大へんなことになりますよ、刑事局長。司法当局が、最高検察院が、勝手にこれはどちらもおもしろくないと判断したならば、自由にやるんだ、いつでも申し入れをするんだといふようなことであつてはいかぬと思うのです。私は何もむちやなことを言つているのではないでしょ。その前段に、十分慎重に、憲法の二十一條がある限りにおいては慎重にやれと言うのです。たとえばテレビの内容を映してもらって、どういう画であるかということを見るくらいの慎重さがあつてしかるべきだ、こう言うのです。それまでもあなたはいかぬと言つたのですか、それもできないと言つたのですか。その点だけなんですよ。一般論をやつちや困るんだ、具体的に問題をしばつて答えてもらいたい。

になつておる立場の人が監督して編成した、そういうものを出してくれては困るということを言なことは当然だと思ひます。その内容いかんにかかわらません。内容はわかりません。わかりませんけれども、被告たるもののが自由に自分が監督して編成したテレビ番組を全国に放送することができるということになつたのでは、私は日本裁判制度といふものは成り立たぬと思います。そういう意味において、赤松委員の言われることは、おそらく私の言つていることと同じようなことを言われるのだと思います。ただ問題は、あまりに抗議々々というような高圧的な態度でなく、慎重にしてほしいということを言われておるにすぎないと思いますから、この点は誤解のないように——そうだろう赤松君、そういう意味でしよう。もしそうでないなら、これは大へんな議論になりますから、この問題はまた後日にしていただきたい。というのは、私たちも抗議をすることについて慎重にしてほしいと、いうことは事実です。しかし、被告人になつておる立場の人がテレビ番組を編成して、その番組が出されると、いうことになつたらその内容を大体検察庁が調べた上で、これならよしい、これでは悪いということを判断する、と、それがけしからぬのです。ほんとうのことを言つたら、そんなことよりも、被告人が自分で編成して出することが大問題だと思う。これは表現の自由どころの問題ではない。これはほど考えなければならぬ問題があると思うのです。おそらく赤松君もそこまで言われているのではないと思ひます。はたしてそうだとすれば、私は、

これは大へんな問題を含んでおると思います。から、簡単にきょうだけで問題を解決するわけにもいかぬと思います。いずれこの問題は、後日よく赤松君と相談したいと思います。

○河本委員長 赤松君に申し上げます。が、時間もだいぶ経過しましたので、そのお含みの上で質疑を続けられんことを望みます。

○赤松委員 今小島委員から何か被害人が監督したといふようなお話をありましたけれども、これは放送局のためには自分が自分で直接調べまして出たあれなんですねけれども、ちょっと違うのです。各方面的アドバイスは受けているのですが、しかし、その編成もそれから内容も構成もすべて放送局の自主的な判断でやつておるものであるということだけはこの際明らかにしておく必要があると思うのであります。

もう一点、ただ非常に慎重にやるということさえあなたに言つてもらえれば私はいいのです。慎重にやることは当然なんでしょう。その一点だけ明らかにしておいて下さい。

○竹内政府委員 これは先ほどもお答えを冒頭に申し上げましたように、慎重な態度で臨まなければならぬと思います。

○赤松委員 さらに、ここに当日手交されました決議文があります。この決議の内容は非常にきびしいものです。少し一方的に片寄り過ぎておるようと思ひます。

もう一つあります。「一、丸正事件について、TBSテレビによつて、今夜午後十時五十分より一時二十分まで、犯行現場を再現するようなテレビの企画を実施することは、現に進行中の事件につき、裁判の公正を疑わしめるこ

となるので、かかる企画の実施は断じて許さるべきことではない。また、日弁連のさきの声明の趣旨に徴して、極めて遺憾である。この点について、TBSテレビ当局に対し、厳重抗議をするとともに、その企画実施の取り止めを求めるのを相当とする。

二、従つて右の趣旨に従い、相当機関は企画実施の取り止めを実現するよう、努力されることを望む。昭和三十七年三月二十一日 司法協議会ここでその内容を見てもわかるように、「かかる企画の実施は断じて許さるべきことだ」。あるいは「嚴重抗議」とともに「とか、これはちょっと見るとどこか労働団体の抗議文みたいに見えます。およそそれはできないな、司法当局の抗議文としては、全く高校の学生でもこんなばかげた文章は書かないと思うのです。その文章の内容は別としても、先ほど私が申し上げたように、こういう「断じて許さるべきことではない」とか、「断固として反対——そんなことは言いませんよ、それはどこの政黨の言うことだから」「断じて許さるべきことだ」とか、「嚴重抗議するとともに」とか、こういふこけおどしのような文句を使はずに——新聞記事をちょっと見てこれが出てくるのですから、これは少し乱暴だと私は思う。はね上がりだと思う。まさに全連的な司法当局だと思う。だからこの決議文が出てくる前に、いろいろ取り調べて、あるいは懇談の結果、こういふものが出てくるといふならまだ私は了解できるわけなんです。しかし、前段のそういう懇談とかあるいは絵を見るとかいろいろな条件を抜きにして、いきなり「断じて許さるべきことでは

ない」とか「嚴重抗議する」とかといふ  
ような抗議の仕方をされたのでは、報  
道機関の取材の問題あるいは番組編成  
の自由について、精神的にいろいろ影  
響を受けるのではないだろうか。こう  
いうことを私は危惧するわけであります  
す。  
それから、あげ足はとりませんが、  
これは重要な問題でありますから。先  
ほど、今問題になっている放送局の問  
題について映画倫理規程云々というお  
話がありました。これは間違いなんで  
す。私は報道機関全体のためにここで  
弁護しておきますけれども、これは映  
画倫理規程に基づいてやっているわけ  
じゃありません。そうでなしに、それ  
ぞれ各テレビの放送局ではプレス、  
コードというものの、一つの倫理規程と  
いうもの、基準といふものを持ってい  
ます。その基準に合わないものは落と  
していく、合うものは採用するという  
ことで、すべて最高幹部、責任者が、  
問題になるようなものは試写をしてみ  
ます。ミーちゃんハーチャンの、たと  
えば坂本九の歌なんかは別に革新しく  
試写をして最高幹部が見る必要はない  
のでありますけれども、問題になると  
思われるようなものについては、こう  
いう倫理規程を設けて自主的に判断を  
して、そろして非常に慎重に番組の編  
成をやっている。私は別に報道機関の  
代表じゃありませんけれども、あなた  
は映画倫理規程云々とありましたか  
ら、この際一言問題を明らかにしてお  
きます。今委員長からも注意がありま  
して、しかも小島委員からは非常に重  
要な問題が含まれておるという御発言  
がありました。それはどうございま  
しょう、小島君は御承知のように憲法

近く二十一日ですか、アメリカへ憲法調査のために日本を代表して行かれます。というほどどの有力な委員であります。つまり憲法を変えることがいいか悪いかということなども盛んに議論をされ、まあ変えた方がいいという論者の一人ではないかと私は判断しておりますけれども、いずれにしてもやはり憲法二十一条に関連する問題で、憲法学者であるかないかわかりませんが、小島君といいたしましてはこれは無関心でおれない問題です。また憲法を守るうとするわれわれの立場からいたしましても、これはまたゆるがせにできない問題でありまして、やはり問題は非常に重要性をはらんでおる。わずか一時間やそちらの議論でその結論を得ることは非常に困難であるということを私もよく存じております。またの機会に十分、憲法に基づくところのとういう問題につきましては、一般論につきましてはやるとしまして、とりあえず本日は、問題の起きました報道機関に対する抗議の仕方あるいは申し入れの仕方というようなものにつきましては、今後ともある問題でありますから、一つ慎重に慎重を期せられるようになこれを厳重に警告すると同時に、私ども非常に心配しておりますので、この点を御注意申し上げまして私の質問を一応留保のまま終わって、なお法務大臣に対する質問は、大臣は宮中に行つておられるようありますから、あらためましてさらに大臣の意見を聞きたい、こういうように考えておる次第でございます。

私は確かに憲法調査会の委員でございますが、私は、表現の自由といふことについては極度にこれを尊重するものであります。先般、国民の権利義務の問題につきまして、私は、はつきりと書いておる権利はそのまま認めてよろしいという態度を私はとつております。ただ問題は、私が先ほど言つたように、検察当局が非常に驚いて——検察当局といふよりも司法協議会の者が驚いた。私は、司法協議会の決議と最高検などとの抗議とは別のものだと思ひます。ただ一緒に来たのであって、決議そのものに最高検が参加したのじやないと私は思つております。それはそれでとして、問題は、要するに毎日新聞とかに現われた、その被告が監督して作つてあるのだから、そのこと自体が非常に重大なのであって、それが問題になつておるのであるということです。そなれば司法協議会の連中は——それは映画を見てからどうだこうだと、試写を頼んでもするといふ慎重な態度も必要でしょうけれども、そのこと自体だけに大きくな問題を起としたのじゃないかと私は思うので、私は決して表現の自由を制限しようという考えは持つております。ただ問題は、今言つた通りの裁判が公平に行なわれる、間違いなく行なわれるという意味において、そういう点はそれほど慎重に考えなければならぬものだということだけを私は考えておるのでありますから、その点だけをよく御了解を願ひます。

○河本委員長 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聽取いたします。尾関法務政務次官。

岡市（大字田尻、太郎丸、桑原、元里、宮浦、西浦、玄界島、小呂島、小田、草場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、徳永及び女原を除く）に、同表前原簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸島郡」を「福岡市大字田尻」とし、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「玄界島、小呂島、小田、草場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、徳永及び女原、糸島郡」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂木町、香焼村」を「香焼町」に、「龜岳村」を「西彼村」に改め、「式見村」を削り、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「泗水町」に改め、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「新和村」を「新和町」に、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「大浦町」に、「同表吉小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊仙村」を「伊仙町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「大浦村」を「大浦町」に、同表大根占簡易裁判所の欄中「伊仙町」に、同表水俣簡易裁判所の項を次のように改める。

に、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟礼村」を「牟礼町」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村 大川村」を「寒川町 大川町」に、同表綾南簡易裁判所の管轄区域の欄中「綾上村」を「綾上町」に、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「松茂村」を「松茂町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「北滝本及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大宮町」を「香北町」に、「北滝本及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、「在所」を削る。



十二万八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定しようとするものであります。

以上が訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願ひいたします。

○河本委員長　法案の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。尾閥法務政務次官。

商法の一部を改正する法律案  
商法の一部を改正する法律  
商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第六十四条第一項第四号を次のように改める。

四 削除  
第九十九条を次のように改める。

第一百条第一項中「前条ノ期間内」を  
「合併ノ決議ノ日ヨリ一週間内」に改  
め、「二月」を「一月」に改める。

め、「二月」を「一月」に改める。  
第一百十九条の次に次の二条を加え  
る。

第一百十九條ノ二 第百十七條第一項

ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方  
法ヲ定メタル場合ニ於テ会社ガ其  
ノ財産ノ処分ヲ完了シタルトキハ  
其ノ完了後本店ノ所在地ニ於テハ  
二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三  
週間内ニ清算結了ノ登記ヲ為スコ

トテ要ス

第百三十四条中「清算人ハ」を削る。  
合ニ在リテハ」及び「解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ」を削る。  
第百四十九条第一項を次のように改める。  
合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四条第一項ニ掲タル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス  
一 各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコト  
二 有限責任社員ノ出資ノ目的、其ノ価格及履行ヲ為シタル部分の次に次の一項を加える。  
第一百七十五条第二項第十号中「及其ノ取扱ノ場所」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。  
発起人ハ株式申込証ノ交付ニ際シ第二項第十号ニ掲タル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第一百七十七条第二項中「前項ノ払込ハ」の下に「第一百七十五条第四項ノ書面又ハ」を加える。  
第二百二十二条第一項第七号中「及住所」を削り、同項第八号中「氏名」の下に「及住所」を加える。  
第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百四条ノ三」とし、第二百二十四条の次に次の一条を加える。  
第二百二十四条ノ二を第二百二十二条第一項第七号中「及住所」を削り、同項第八号中「氏名」の下に「及住所」を加える。

住所ニ宛テテ発シタル通知及催告  
が継続シテ五年間到達セザリシト  
キハ会社ノ株主ニ対スル通知及催  
告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ  
前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ対  
スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会  
社ノ本店トス  
前二項ノ規定ハ質権ニ之ヲ準用  
ス  
第二百六十条中「支配人」を「支店  
ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」に  
改める。  
第二百八十一条ノ九第一項中「払込  
期日」を「払込期日ノ翌日」に改め、同  
条第二項中「前項ノ期日」を「払込期  
日」に改める。  
第二百八十三条第一項中「第二百  
八十二条」の下に「第二号乃至第五  
号」を加える。  
第二百八十五条を次のようく改め  
る。  
第二百八十五条 会社ノ貸借対照表  
及財産目録ニ付テハ第二百八十五  
条ノ二乃至第二百八十五条ノ七ノ  
規定ヲ適用ス  
第二百八十五条の次に次の六条を  
加える。  
第二百八十五条ノ二 流動資産ニ付  
テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ  
附スルコトヲ要ス但シ時価が取得  
価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キ  
トキハ其ノ價格が取得価額又ハ製  
作価額迄回復スルト認メラルル場  
合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ  
要ス  
前項ノ規定ハ時価が取得価額又ハ  
製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附

スルモノトスルコトヲ妨ガズ  
第二百八十五条ノ三 固定資産ニ付  
テハ其ノ取得額又ハ製作価額ヲ  
附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為ス  
コトヲ要ス  
固定資産ニ付予測スルコト能ハザ  
ル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減  
額ヲ為スコトヲ要ス  
第二百八十五条ノ四 金銭債権ニ付  
テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ  
要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニ  
テ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理  
由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコ  
トヲ得  
金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルト  
キハ取立ツルコト能ハザル見込額  
ヲ控除スルコトヲ要ス  
第二百八十五条ノ五 社債ニ付テハ  
其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス  
但シ其ノ取得価額ガ社債ノ金額ト  
異ナルトキハ相当ノ増額又ハ減額  
ヲ為スコトヲ得  
第二百八十五条ノ二 第一項但書及  
第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル  
社債ニ、前条第二項ノ規定ハ取引  
所ノ相場ナキ社債ニ之ヲ準用ス  
前二項ノ規定ハ國債、地方債其ノ  
他ノ債券ニ之ヲ準用ス  
第二百八十五条ノ六 株式ニ付テハ  
其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要  
ス  
第二百八十五条ノ二 第一項但書及  
第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル  
株式ニ之ヲ準用ス  
取引所ノ相場ナキ株式ニ付テハ其  
ノ發行会社ノ財産状態ガ著シク悪  
化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為ス  
コトヲ要ス  
第一項及前項ノ規定ハ有限会社ノ  
半員ノ専分其ノ也出資ニ因レ寺ヲニ

之ヲ選用ス  
第二百八十五条ノ七 暖簾ハ有償ニ  
テ譲受け又ハ合併ニ因リ取得シタ  
ル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ  
部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其の取  
得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均  
等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要  
ス  
六条ノ四とし 同条の次に次の二条を  
加える。  
第二百八十六条ノ五 社債ヲ発行シ  
タルトキハ其ノ發行ノ為ニ必要ナ  
ル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資  
産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場  
合ニ於テハ社債發行ノ後三年内  
ニ、若シ三年内ニ社債償還ノ期限  
ガ到来スルトキハ其ノ期限内ニ每  
決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ  
為スコトヲ要ス。  
第二百八十六条の次に次の二条を  
加える。  
第二百八十六条ノ二 開業準備ノ為  
ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照  
表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得  
此ノ場合ニ於テハ開業ノ後五年内  
ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償  
却ヲ為スコトヲ要ス。  
第二百八十六条ノ三 左ノ目的ノ為  
ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸  
借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出  
ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等  
額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス。  
一 新製品又ハ新技術ノ研究  
二 新技術又ハ新經營組織ノ採用  
三 資源ノ開發

第二百八十七条の次に次の二条を加える。

第一百八十七条ノ二 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキ

ハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス

前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス

第二百八十九条中「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ一」に改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十八条ノ二に次の二条を加える。

前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併に因り設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

第二百九十条第一項を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

第二百八十九条ノ二第三号を次のように改める。

四 第二百八十六条ノ二及第二百八十七条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額を起算スル。

第二百九十三条ノ五第二項中「取引」の下に「取締役及監査役ニ支払ヒタル報酬」を加え、「固定財産」を「固定資産」に改める。

第二百九十七条第二項中「純財産額」を「純資産額」に、「財産額」を「資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十一号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十二号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十三号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十四号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十五号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十六号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十七号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十八号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第十九号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第二十号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第二十一号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第二十二号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第二百九十七条第二項第二十三号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

外國ニ於テ転換社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外國ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算スル。

第三百七十六条第二項中「第九十

九十条及」を削る。

第三百七十七条第一項中「三月」を「一月」に改める。

第三百九十条第二項中「警察官又ハ警察吏員」を「又ハ警察官」に改める。

第四百八条ノ二第一項中「前条第一項」を「第四百八条第一項」に改め、同条を第四百八条ノ三とし、第四百八条の次に次の一項を加える。

ペキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第二条 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

第三条 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

第四条 新法第一百十九条ノ二(新法第四百四十七条で適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に財産の処分を完了した場合には適用しない。

第五条 この法律の施行前に解散の登記をした合名会社又は合資会社については、この法律の施行後に最初に百四十七条で適用する場合を含む。の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際、株主名簿に記載した株主若しくは質権者が会社に通知した住所にあつて発した通知及び催告が継続して三年

をこえる期間到達していないとき

は、その期間のうち三年をこえる部分は、新法第二百二十四条ノ二第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)の期間に算入しない。

第七条 この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、この法律の施行後も、なお旧法第二百八十一条ノ九の規定を適用する。

第八条 この法律の施行の際に存する株式会社のこの法律の施行最初に到来する決算期以前の決算期に關する計算については、この法律の施行後も、なお従前の例に沿う。ただし、新法第二百八十八条(株式会社の計算)

第九条 新法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ五から第二百八十五条ノ七までの規定の適用については、(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもつて、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

第十条 新法第二百八十六条ノ二、第二百八十六条ノ五に規定する貸借対照表の資産の部に計上することができるものと存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産は、その決算期において附することができる最高額(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもつて、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

第十四条 新法第二百八十六条ノ二、第二百八十六条ノ五又は第二百八十六条ノ五に規定する貸借対照表の資産の部に計上することができるものと存する株式会社がこの法律の施行の際に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に

第一類第三号 法務委員会議録第十二号 昭和三十七年三月六日









七、第二百八十六条の二、第二百八十六条の五、第二百八十七条の二、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条第一項、第二百九十三条の五が主たる関係規定でござります。

まず、株式会社の計算に関するまして、流動資産、固定資産、金銭債権、社債その他の債券、株式その他の出資及びのれんの各評価並びに繰り延べ資産、準備金、引当金、利益の配当、財産目録及び附属明細書につきまして、現行の規定を改め、または新たに規定を設けることいたしております。

なお、同じく物的会社であります有限会社につきましてもこれらの規定を準用するのが適当でありますので、この法律案の附則におきまして有限会社法の一部を改正して、そのことを規定いたしております。

以下、説明の便宜といたしまして必ずしも条文の順序を追わず、まず先ほど申し上げましたように、株式会社の計算関係から始めて、各項目ごとに該当条文を掲げまして御説明申し上げます。

まず流動資産の評価でございますが、第二百八十五条ノ二の新設規定であります。現行法では、流動資産の評価につきまして、決算期における価額、いわゆる時価をとることができることがあります。そのため広く評価益の計上を改めることになりまして、また恣意に多額の評価損を計上することも可能となる結果になつておるのであります。

そこでこの法律案におきましては、流動資産の評価は、原則として取得価額または製作価額によることとし、まだ実現しない利益、すなわち評価益の計上を禁じて、いわゆる原価主義を採用することといたしております。しかし、時価が原価より著しく低くなつた場合においても、なお原価主義を貫きまることは、資本維持の原則上妥当であります。せんので、時価が取得価額または製作価額より著しく低いときは、価格が取得価額または製作価額まで回復する見込みがある場合を除いて、時価を付さねばならないことといたしております。なお同時に、時価が取得価額または製作価額より低いときは、時価によるものとする低価主義をも認めたのではあります。が、これは低価主義が慣行として行なわれているからであります。従つて、流動資産の評価につきましては、結局原価主義と低価主義との選択を認めたことになるわけであります。

次は、金銭債権の評価であります。現行法では、金銭債権の評価につきましては、金銭債権の評価は原則として債権金額によるところにいたしました。取得価額によらなければならぬことにつきましては、会計実務の慣行を尊重したのであります。しかし、債権を債権金額より低い代金で買入れた場合、その他相当の理由がある場合には、たとえば無利息債権のようなど場合には、債権金額から相当の減額をした価額によることができる」といふたしまして、債権の実質的な価額によることができる道を講じたのであります。

なお、金銭債権につきまして取り立て不能のおそれがありますときは、現行法の解釈としても、取り立てることができるない見込額を減額しなければならないのであります。この法律案では、このことを明文で明らかにいたしました。

次は、社債等の評価であります。これは第二百八十五条ノ四の新設の規定であります。現行法では、社債の評価につきましては、時価をこえることができないこととし、取引所の相場のある社債については、その決算期前一ヶ月の平均価額をこえてはならないことといたしております。この法律案では、社債の評価につきましても、原則として、取得価額によることといたしました。ただ、社債の価額は、通常、償還期限が近づくに従い高くなつたり、あるいは低くなつたりするものでありますから、取得価額によることといたしました。ただ、社債の価額は、通常、償還期限が近づくに従い高くなつたときは、相当の増額または減

額をすることができます」といたしました。取引所の相場のある社債の評価につきましては、この相当の増額または減額をすることができる点以外は、流動資産の評価と同様であります。引所の相場のない社債の評価につきましては、その時価が明らかでありますので、取り立て不能のおそれがあるときは、金銭債権と同様、取り立てることができない見込み額を取得価額から減額しなければならないことといいました。

なお、国債、地方債その他の債券たとえば、電電債などの評価につきましては、当然のことであります。債の評価と同様にしたのでございましました。

次は、株式その他の出資の評価でありますか、第二百八十五条の新規規定であります。現行法におきましては、株式の評価については、社債の評価と全く同様に定められております。この法律案では、株式の評価につきましても、原則として取得価額によることといたしました。株式のうち、取引所の相場のある株式の評価は、流動資産の評価と全く同様にしましたが、取引所の相場のない株式及び有限会社の社員の持ち分、その他出資による持分の評価につきましては、その時価が明らかでありませんので、債権者及び企業の保護のために、発行会社の財産状態が著しく悪化したときは、相当な減額をした価額によることといたしました。

次は、のれんの評価でありますか、二百八十五条の新規規定であります。現行法では、のれんの評価については明文の規定がなく、解釈上疑義

資産とすることは、その金額が巨額になることもありますので、不確実な巨額の資産を認めることになり、また、会社が恣意に多額の繰り延べ資産を計上する危険もありますから、資本維持の原則との調整が必要になるわけあります。そこで、これらの繰り延べ資産を制限をする規定を設けたのであります。すなわち、これらの繰り延べ資産の合計額が資本準備金及び利益準備金の合計額をこえる場合において、その超過額は、配当可能利益の計算の上ではこれを資産としないことといたします。さらに、この法律案では、これらの繰り延べ資産は、不確実な資産でありますので、開業後またはその費用の支出後五年内に、毎決算期において均等額以上を償却しなければならないものとしたのでございます。また、社債発行費用は、新株発行費用に準じ、原則として社債発行後三年内に毎決算期において均等額以上を償却しなければならないことといたしております。

次は、準備金に関する規定の改正であります。

まず、評価益に関する第二百八十八条ノ二第三号を削除することにいたしました。現行法では、「営業年度における財産評価益よりその評価損を控除した額を資本準備金とし、資産に対する控除項目として配当を制限しておますが、この法律案のもとにおきましては、評価益は生じないことになりますので、右の規定を整理したのであります。

次は、合併差益に関する第二百八十九条ノ二第一項の新設であります。現行法では、合併により消滅した会社より承継した債務の額、その会社の株主に支払った金額及び合併後存続する会社の増加した資本の額または合併によって設立した会社の資本の額をとることは、その超過額は資本準備金または任意準備金の減少を来たし、配当可能利益が減少することとなるわけであります。また契約に基づいて積み立てられた任意準備金が消滅することになりましたして、実際上不都合が生じてゐるのであります。そこで、この法律案におきましては、この実際上の不都合を除くために、合併差益のうち、消滅会社の利益準備金及び任意準備金に相当する額は、これを資本準備金とせず、これを存続会社または新設会社の利益準備金または任意準備金とすることができる道を開いたのであります。

次は、利益準備金に関する第二百八十九条の規定の改正であります。現行法では、資本の四分の一に達するまでの毎決算期の利益の二十分の一以上を利益準備金として積み立てなければならぬことになつてゐるが、この毎決算期の利益の意義につきましては疑義があり、見解が分かれております。そこで、この法律案では、利益準備金として資本の四分の一に達するまで、株主に対する現金による配当額の十分の一以上を積み立てなければならぬものとして、疑義が生ずることを避けることを設けておりません。負債性引当金

というのと、将来における特定の支出に対する準備額であつて、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積もることができるものというように説明されておりますが、その内容は必ずしも明確ではありません。また、法律上債務でない見費用を負債とするにつきましては、理論上疑義がないわけではありません。しかし、会計の理論及び実際の面から負債性引当金を認めるべきであるという要望が強いのであります。そこで、この法律案におきましては、この要望をいれ、特定の支出または損失に備えて引当金を貸借対照表上の負債として計上することができる道を開いたのであります。しかし、この引当金は、その範囲が広く、また、経理操作に利用されやすい項目でありますので、株主総会で計算書類の承認をする際に、引当金の目的を明らかにしておく必要上、その目的を貸借対照表において明らかにしなければならないこととし、また、この引当金を目的外に使用するときは、損益計算書においてその理由を明らかにしなければならないことにいたしました。

この引当金の項目は、株主の利益に関する事項でありますから、この項目の内容を株主に知らせることによつて株主の保護をはかるという趣旨であります。

次は、利益の配当に関する第一百九十条第一項の改正であります。現行法では、配当可能利益につき、損失を填补し、かつ準備金を控除した後でなければ利益の配当をすることができないと規定しておりますが、規定の表現が明確を欠きますので、この法律案におきましては、株主に配当し得べき利益

は、貸借対照表上の純資産額から資本準備金及び利益準備金の合計額と並びにその決算期に積み立てなければならぬ利益準備金を控除した額とし、さらにこれに、さきに説明いたしました繰り延べ資産を計上した場合の配当の制限の規定をえたのであります。

次は、財産目録の除外に関する第二百八十三条第一項の改正であります。現行法では、財産目録を株主総会に提出してその承認を得なければならないことになつておりますが、財産目録は非常に大部なものであり、また、これを総会に提出させる実益も少うございませんので、この法律案では、財産目録を株主総会に提出すべき計算書類から除くことにいたしました。しかし、財産目録を作成しなければならないことは從前通りであります。

次は、附属明細書の記載事項に関するものでございます。まず、合名会社の社員等の出資の登記であります。これは第六十四条第一項第四号の削除であります。現行法で

は、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員の出資の目的、その価格及び履行部分を登記事項としておりますが、これらの社員は会社の債務につき連帯無限の責任を負うのみならず、出資の払い戻しも自由にできる建前でありますから、右の事項を登記する実益がございませんので、この法律案におきましては、これを登記事項としないことにいたしました。

次は、合併財産目録等に関する第十九条の規定の削除であります。現行法では、合併または資本減少の決議後二週間に内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないことになつております。これは、債権者を保護するための規定と思われますが、二週間内に作成することは事実上困難でありますし、また、債権者には強力な異議申し立て権がありますので、この法律案におきましては、この作成義務を強制しないことといたしました。

次に、会社の合併等に対する異議申し出期間に関する第百条第一項の改正であります。現行法では、合併または資本減少の場合における債権者の異議申し出期間は二ヵ月を下ることを得ないこととしておりますが、二ヵ月以上というのは長きに過ぎますので、この法律案では、これを一ヵ月以上と改めることにいたしました。

次は、合名会社等の清算結了の登記に関し、第百十九条ノ二の規定の新設であります。これは百四十七条で準用いたしております。現行法では、合名会社及び合資会社の任意清算の場合に、清算結了の登記をする規定がありませんから、登記簿上清算が結了しているかどうかが明らかではありませんの

で、この法律案におきましては、清算了の登記をすることとしたのであります。

次は、支店の所在地に関する第百六条第一項第八号、第二百六十条の規定の改正であります。現行法では、株式会社の支店の所在地は、定款の記載事項となっておりますが、支店の設置、移転及び廃止等は、現段階におきましては、会社の業務執行として取締役会の決議事項とするのが相当であると考えられますので、そのように改めました。

次は、払い込みの取り扱い場所に関する第百七十五条第二項第十号、第四項の規定の改正であります。現行法では、株式申込証の小型化に伴い、取り扱いの場所を記載する場所は、株式申込証の記載事項になつておりますが、株式申込証の小型化に伴い、取り扱いの場所を記載する行または信託会社の払い込み取り扱いが無理になつて参りましたので、これを改めることにし、この法律案におきましては、取り扱いの場所を株式申込証に記載しない場合には、株式申込証を交付する際に、払い込みの取り扱い場所を記載した書面を交付しなければならないことといたしました。

次は、取締役等の登記に関する第八十八条第二項第七号、第八号の規定の改正であります。現行法では、株式会社の代表取締役以外の取締役及び監査役についても、その氏名及び住所が登記事項になつておりますが、この登記はさしたる実益がありません。しかし、代表取締役以外の取締役及び監査役の登記を全く廃止するのも行き過ぎでありますので、この法律案におきましては、登記事務の簡素化及び登記申

請人の負担軽減のため、代表取締役以外の取締役及び監査役につきましては、住所の登記はいたしませんこととしました。

次は、所在不明の株主に関する第二百二十四条ノ二の規定の新設であります。現行法では、株主または質権者に対する通知または催告が株主または質権者の所在不明により長期間にわたつて到達しない場合でも、通知または催告を省略することができないことがあります。この法律案におきましては、株式事務の合理化の必要から、株主名簿に記載した株主または質権者の住所またはその者が会社に通知した住所にあてて発した通知及び催告が引き続き五年間到達しないと

いたしましたが、その理由は、社債の登記をすることが会社及び登記所にとつて非常に大きな負担となつてゐるにかわらず、実際上の必要性がきわましては、会社の業務執行として取締役会の決議事項とするのが相当であると考えられますので、そのように改めました。

次は、払込金の取り扱い場所に関する第百七十五条第二項第十号、第四項の規定の改正であります。現行法では、株式申込証の記載事項になつておりますが、株式申込証の小型化に伴い、取り扱いの場所を記載する

ことが無理になつて参りましたので、これを改めることにし、この法律案におきましては、取り扱いの場所を株式申込証に記載しない場合には、株式申込証を交付する際に、払い込みの取り扱い場所を記載した書面を交付しなければならないことといたしました。

次は、新株の効力発生日に関する第二百八十九条ノ九第一項、第二項の規定の改正であります。現行法では、払い込みまたは現物出資の給付をした新株の引受け人は、払い込み期日から株主となることになつておりますが、この払い込み期日からという意味について疑義がありますので、これを払い込み期日の翌日からと改め、新株引受け人が株主となる時期を明確にいたしました。

次は、社債の登記に関する第三百五一条ノ四の規定の改正であります。転換社債以外の社債の登記は、これらの

規定の改正によりましてしないことといたしましたが、その理由は、社債の登記をすることが会社及び登記所にとつて非常に大きな負担となつてゐるにかわらず、実際上の必要性がきわめて乏しいからでございます。

次は、株式併合等の場合の株券提供期間に関する第三百七十七条第一項の規定の改正であります。株式の併合または分割の場合におきまして、株券を提出すべき期間は、現行法では三月以上となつておりますが、これは

長く失しますので、一ヶ月以上といふことに改めました。合併等に対する

異議申し立て期間を短縮したのと同じ趣旨であります。

次に、合併の場合の貸借対照表の備え置きであります。第四百八十二条ノ二、第四百九十八条第一項第二十号の規定の改正であります。現行法では、合併契約書承認のため株主総会の決議に加わらうとする株主が、合併の相手方会社の貸借対照表を閲覧しようとしても、相手方会社の株主または債権者でなければ、相手方会社において閲覧することができないことになつておきますので、自己の会社において、相手方会社の貸借対照表をも閲覧することができるようにするため、合併当主総会の会日の一週間前から、相手方会社の貸借対照表をも閲覧することができるようになります。

次に、合併の場合の貸借対照表の備え置きであります。第四百八十二条ノ二、第四百九十八条第一項第二十号の規定の改正であります。現行法では、合併契約書承認のため株主総会の決議に加わらうとする株主が、合併の相手方会社の貸借対照表を閲覧しようとしても、相手方会社の株主または債権者でなければ、相手方会社において閲覧することができないことになつておきますので、自己の会社において、相手方会社の貸借対照表をも閲覧する

ことができます。この法律案におきましては、株主総会の開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○河本委員長 次会は明後八日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

は、この法律の施行後最初に到来する決算期は昭和三十八年九月末日でござりますが、この九月末日の決算期に関する計算につきましては、なお、改正前の法律に従うことになり、改正法の規定は、昭和三十九年三月末の決算期に関する計算について、適用されるこ

とになるわけであります。なお、第十三条第二項、第百三十四条、これは前条から、第四十九条までは、いずれも、商法の改正に伴つて関係法律に必

要な整理を加えたものであります。

以上をもつて説明を終わります。

○河本委員長 次会は明後八日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

次に、その他であります。第百二十二条から第十二条までにおきましては、この法律の施行の際現に存する株式会社の計算につきまして、この法律の施行後直ちに改正法を適用しますことは、一定の手続を経て行なわれます。この法律の施行の際現に存する株式会社の計算につきましては、この法律の施行後最初に到来する決算期及びその以前の決算期に関する計算関係は、なお従前の例によるこ

とにいたしました。従いまして、例えれば、決算期を三月末日と九月末日とする年一期の決算期の会社におきましては、決算期及びその以前の決算期に関する計算につきましては、この法律の施行後最初に到来する決算期及びその以前の決算期に関する計算関係は、なお従前の例によるこ